

令和 年 寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

※印字されている内容に誤りがないか確認し、違う場合は二重線で消し、訂正してご使用ください。

提出日 令和 年 月 日
和歌山県有田川町長 殿

整理番号

住所
(住所が
異なれば
住所)

フリガナ

氏名

電話番号

個人番号

生年月日

申請書を提出される日を記載し、下の欄には有田川町長と記載してください。

住民票に登録されている申請者(寄附者)の郵便番号・住所を記載してください。

申請書に不備などがあった際にご連絡いたしますので、日中連絡を取れる電話番号を記載してください。

入金を記載してください。クレジットカード等は決済日、郵便払込票などは振込日を記載してください。

当町からお送りしております、寄附金受領証明書の右上に記載してある「寄附番号」を記載してください。

申請者(寄附者)の氏名、個人番号、生年月日を記載してください。

寄附金額を記載してください。申込時に発行される上記寄附番号ごとに申請書が必要となりますので、1枚の申請書にその年の合計寄附額を記載しないでください。

双方にチェックを入れてください。万が一、それぞれの項目に当てはまらないなど場合には確定申告が必要となる場合があります。

様式(附則第一條の四)

「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第24条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

あなたが支出した地方税法第141条の2(第14条の2)第2項に規定する特別控除対象寄附金(以下「特別控除対象寄附金」という。)について、同法附則第7条第1項(第8項)の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例(以下「申告の特例」という。)の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(第1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請書変更届出書を提出してください。

(第2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項(第12項)各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金(同法第4条に該当する場合には、同法に該当するものに限る。)について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に對する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
-------	------

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれの欄の口をチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である ☒

(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、①及び②に該当すると見込まれる者をいいます。

㋁ 特別控除対象寄附金を支出する年の半分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者

㋂ 特別控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的のために、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である ☒

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5人以下であると見込まれる者をいいます。

オンラインワンストップ申請をご利用いただけます。

マイナンバーカードをお持ちの寄附者様は、オンラインワンストップ申請サービスをご利用いただけます。
下の「マイページアクセス用二次元コード」からご申請ください。

マイページアクセス用
二次元コード



オンラインワンストップ申請の特徴

- ・オンラインのみでワンストップ申請が完了!
- ・申請書や確認書類の提出が不要!
- ・申請後すぐに申請受付が完了!

※オンラインワンストップ申請、または書面でのワンストップ申請、どちらかの方法で申請願います。

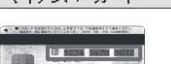
※寄附をした年の **翌年1月 10 日(必着)まで** にご提出ください。

確認書類追加貼り付け用紙

整理番号

氏名 _____

■個人番号確認書類：個人番号の記載場所・各注意点（：個人番号記載箇所）

マイナンバーカード	マイナンバー通知カード	住民票
		
個人番号は裏面に記載されています。	※令和2年5月25日のマイナンバー通知カード廃止に伴い、現在は通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、通知カードを個人番号確認書類としてご利用いただけます。	自治体により書式が異なります。 個人番号欄が「省略」となっていないことを確認してください。

※個人番号は上記3種類の書類いずれかからご確認ください。運転免許証には個人番号は記載されていません。

■本人確認書類：顔写真付きの確認書類をお持ちでなく、資格確認書や年金手帳のコピーを送付される場合の注意点（：塗り消し必要箇所）

※個人情報保護のため、基延年金番号、保険者番号や被保険者番号等が記載されている書類の写しを提出される際は、該当箇所を黒く塗り潰すなどしてください。

※発行済の各種保険証は、経過措置期間内（2025年12月1日まで）に自治体に到着したものに限り、本人確認書類としてご利用いただけます。2025年12月1日以降は、本人確認書類としてはご利用いただけません。

※顔写真なしの本人確認書類をご利用いただく場合は、2種類以上の本人確認書類が必要です。

確認書類貼り付けの際は、重ならないように貼り付けてください。

※下記の貼り付け枠よりも大きなサイズの書類は貼り付けせず、A4もしくはB5サイズにコピーしてそのまま同封ください。

- ・マイナンバーカードを添付する場合
 - ・表面のコピー
 - ・裏面のコピー

☞通知カードを添付する場合

- ・表面のコピー
- ・運転免許証など顔写真入りの本人確認書類

※通知カード、運転免許証ともに、住所変更など特記事項がある場合には裏面のコピーも添付してください

④個人番号入り住民票を添付する場合

- ・住民票の写し
- ・運転免許証など顔写真入りの本人確認書類

※住所変更など特記事項がある場合には裏面のコピーも添付してください。

顔写真入りの確認書類をお持ちでない場合
・住民票の写し or 通知カード
・年金証書、介護保険被保険者証、国民年金
手帳などから2点
※合計3種類を添付してください